

新嵐山スカイパークの今後のあり方について

1 協議の趣旨

新嵐山スカイパークの経営方針変更の検討概要について、町から提示があったことから、議会の対応について協議し、議会内の合意形成を図るもの。

2 経営方針変更に向けての町の対応（案）（別紙1）

- (1) 指定管理期間の1年延長（令和6年3月→令和7年3月末）
現行指定管理事業者との随意契約による契約延長（～令和7年3月）
- (2) 債務超過額の補助
- (3) 第3セクター（めむろ新嵐山株式会社）の清算（令和7年3月）
- (4) 第3セクター以外の新たな運営方法の模索（指定管理前提、直営含め検討）

3 議会の対応（案）（別紙2）

特別委員会設置による審査（「新嵐山スカイパーク経営改革調査特別委員会」）

4 今後のスケジュール

- ・ 7月12日 第3回全員協議会で協議、合意形成
- ・ 7月20日 第7回議会運営委員会で特別委員会設置の協議、決定
- ・ 7月下旬 臨時会議で特別委員会設置の提案（議運委員長提案）、採決
第1回「（仮称）新嵐山スカイパーク経営改革調査特別委員会」
（正副委員長互選）
- ・ 8月上旬 第2回「（仮称）新嵐山スカイパーク経営改革調査特別委員会」
（調査事項審査）
- ・ 以降適宜特別委員会開催

5 調査の視点及び審査のポイント（協議事項）

- (1) 現行経営方針（財産の定義、事業の目的、成果と課題）
- (2) 経営方針を変更する背景と理由（不可抗力と過失の区分含む）
- (3) 町の資金支援計画（支援時期及び支援金額）
- (4) 経営方針変更の手順とスケジュール